

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101
号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 473 名

被告 東京電力株式会社

準備書面 (17)

(原告ら準備書面 49 に対する認否反論)

平成 27 年 4 月 8 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告は、原告作成に係る 2015 (平成 27) 年 3 月 24 日付け準備書面 49 (以下「本件準備書面」という。) に対し、次のとおり主張を準備する。

第 1 本件準備書面第 1 について

1 同 1 について

認否の限りでない。

2 同2について

第1～第6段落（「平成25年12月26日」から「含まれるとしている（第3頁）」まで）については概ね認める。

第7・第8段落（「これら『現実の……』から「明らかである。」まで）については、理論的には、被災者が「現実の住宅確保」をすることにより、「避難終了」となるものというべきであるが、被告は、中間指針第四次追補に示された考え方を踏まえつつ、被災者の救済を第一義として、「現実の住宅確保」によって「避難終了」として扱わず、避難慰謝料を支払っているものである。

3 同3について

第1・第2段落については、認める。

ただし、上記のとおり、理論的には、被災者が「現実の住宅確保」をすることにより、「避難終了」となるものというべきであるが、被告は、中間指針第四次追補に示された考え方を踏まえつつ、被災者の救済を第一義として、「現実の住宅確保」によって「避難終了」として扱わず、避難慰謝料を支払っているものである。

4 同4について

第1段落（「準備書面46」から「からである」まで）について

避難指示が解除されて、現実に生活することができる程度になれば、避難慰謝料支払いの終期が到来していることは認めるが、それ以前の段階では避難慰謝料支払いの終期が到来しないという主張については争う。

第2・3段落（「以上から」から「明らかである。」まで）について

上記のとおり、理論的には、被災者が「現実の住宅確保」をすることによ

り、「避難終了」となるものというべきであるが、被告は、中間指針第四次追補に示された考え方を踏まえつつ、被災者の救済を第一義として、「現実の住宅確保」によって「避難終了」として扱わず、避難慰謝料を支払っているものである。

第2 同第2について

- 1 第1～第7段落（「原告金井直子」から「良い物件とはいえないかった。」まで）について
不知。
- 2 第8～第10段落（「もっとも」から「計2890万3440円であった。」まで）について
認める。
- 3 第11・第12段落（「現在」から「原告金井らにはない。」まで）について
不知
- 4 第13・第14段落（「一方」から「にはなりえない。」まで）について
争う。

以上